

職種ごとの職場と仕事の内容

社会福祉の職種・職場・資格全体をみてみると…

次にあげた項目は、社会福祉の職種をおおまかに分類したものです。

分野を超えて存在する職種もありますが、分野によって、仕事の内容がかなり異なる場合もあります。

1 介護(ケアワーク)系の仕事

高齢者や心身に障がいのある方の支援を身体面の介護を中心にしています。

主な役割

高齢者や障がい者の日常生活の自立を支援します。食事や入浴、排せつ、衣服の着脱や移動など、利用者の生活全般にわたって必要な援助を行います。

具体的な職種・活躍できる職場

ケアワーカー(介護職員、介助員)

訪問介護職員(ホームヘルパー)など

主に高齢者、身体障がい者、知的障がい者分野の施設・事業。

(障がいがある子どもの場合には**2**保育系の職員が主に対応する)

特別養護老人ホーム、身体障害者施設、知的障害者施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、デイサービスセンター、ホームヘルプ事業、訪問入浴事業など。

各職種の関係資格

介護福祉士

介護職員初任者研修、実務者研修

介護(ケアワーク)系の仕事一日(例)

●特別養護老人ホームの介護職員の場合

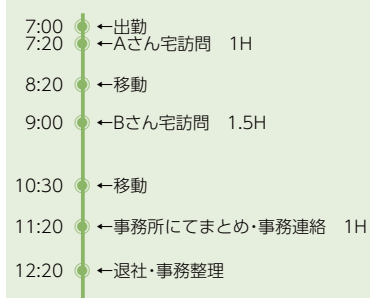
介護職員の仕事は、24時間を通して利用者の生活を支えるため、勤務は日勤のほか、早番・遅番・夜勤などの交替制となります。起床から就寝まで、生活リズムに沿ってさまざまな介助や生活支援を行うほか、利用者が快適に過ごせるよう環境整理なども行います。その他、自立支援のための生活リハビリ、介護記録の作成、実習生やボランティアの指導なども行います。



●訪問介護事業所の訪問介護職員(ホームヘルパー)の場合

家事や介護面での援助を受けることで、在宅での生活が可能な人(主に高齢者や障がい者)の自宅を訪問し、生活援助や身体介護のサービスを行います。生活援助では、食事づくり・洗濯・掃除・買い物など必要な家事を行い、身体介護では食事・入浴・排せつ介助などの介護を中心にを行います。

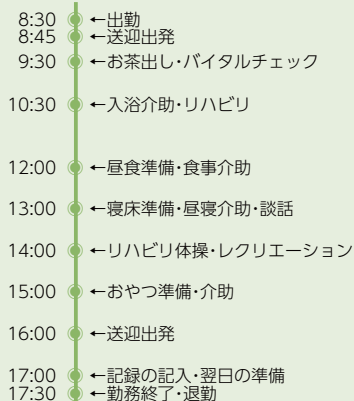
1日5時間勤務の場合



●通所介護(デイサービス)の介護職員の場合

日帰りで、食事、入浴、機能訓練などのサービスを提供するデイサービスセンターは、9時頃からワゴン車などで迎える巡回に向かい、それから、午前中のレクリエーション、たとえば書道、折り紙、ゲームなどを行い、その合間に、交替で入浴。昼食をはさんで、午後のレクリエーションや機能訓練のための体操などを行い、おやつを食べて、帰宅のためにまたワゴン車などで巡回というような流れになっています。

1日8時間勤務の場合



※こちらで紹介している勤務形態はあくまで一例であり、実際と異なる場合があります。

1か月の勤務(特別養護老人ホーム職員の例)

日	月	火	水	木	金	土
1 夜勤 17:00～10:00	2 夜勤明け	3 休み	4 休み	5 日勤 08:45～17:30	6 遅出 11:00～20:00	7 夜勤 17:00～
8 夜勤明け ～10:00	9 休み	10 早出 07:00～16:00	11 日勤 08:45～17:30	12 日勤 08:45～17:30	13 休み	14 遅出 11:00～20:00
15 日勤 08:45～17:30	16 休み	17 日勤 08:45～17:30	18 早出 07:00～16:00	19 夜勤 17:00～10:00	20 夜勤明け	21 休み
22 休み	23 日勤 08:45～17:30	24 夜勤 17:00～10:00	25 夜勤明け	26 休み	27 早出 07:00～16:00	28 日勤 08:45～17:30
29 夜勤 17:00～10:00	30 夜勤明け	31 休み				

夜勤を2日勤務とみなす施設の例です。あくまで一例であり、実際と異なる場合があります。